別紙様式第 22 号

申請日 2026 年 10 月 30 日

一般社団法人 資産運用業協会
会長　殿

（商号又は名称）アムンディ・ジャパン株式会社

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第９条第１項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

(1) 資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構

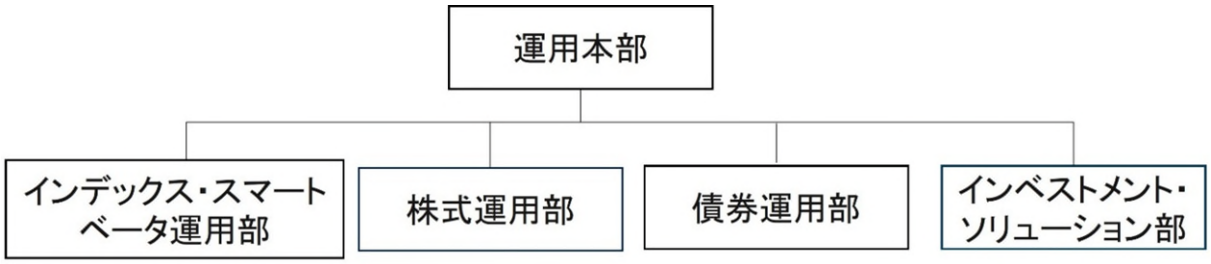
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスや

リスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

投資運用委員会

1）当社がファンドないし個別口座を通して提供する戦略の運用実績及び投資環境、2）当社が運用を再委託したファンドのパフォーマンス状況等、について協議ならびに決定を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2．事業の内容及び営業の概況

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種　類	本　数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	34,275
追加型株式投資信託	98	3,213,912
合　計	110	3,248,187

（2026年7月末日現在）

３．委託会社等の経理状況

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てして記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度に係る中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）貸借対照表

(単位：千円)

		第 44 期 (2024年 12月 31日)		第 45 期 (2025年 12月 31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,520,265		9,512,644
前払費用		69,841		93,408
未収入金		27,990		122,530
未収委託者報酬		2,163,372		2,161,177
未収運用受託報酬		1,144,282		1,451,157
未収投資助言報酬		10,412		20,308
未収収益	*1	869,812	*1	770,845
立替金		46,607		50,497
その他		2,290		1,679
流動資産合計		13,854,875		14,184,249
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	407,033	*2	382,318
車両運搬具(純額)	*2	271	*2	192
器具備品(純額)	*2	118,777	*2	99,046
有形固定資産合計		526,083		481,557
無形固定資産				
ソフトウエア		31,324		20,576
のれん		379,024		324,878
無形固定資産合計		410,349		345,454
投資その他の資産				
金銭の信託		1,108,127		396
投資有価証券		2,509		6,083
長期差入保証金		234,153		248,535
前払年金費用		-		16,931
繰延税金資産		262,423		269,865
投資その他の資産合計		1,607,214		541,812
固定資産合計		2,543,647		1,368,824
資産合計		16,398,522		15,553,073

(単位：千円)

	第 44 期 (2024年 12月 31日)	第 45 期 (2025年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158,562	150,349
未払償還金	686	686
未払手数料	919,674	891,147
その他未払金	397,911	393,367
未払費用	247,760	345,451
未払法人税等	686,360	322,256
未払消費税等	291,355	31,518
賞与引当金	636,328	666,722
役員賞与引当金	113,497	113,864
流動負債合計	3,452,137	2,915,363
固定負債		
退職給付引当金	28,890	1,740
賞与引当金	36,472	34,450
役員賞与引当金	96,257	75,360
資産除去債務	148,631	149,767
固定負債合計	310,252	261,318
負債合計	3,762,390	3,176,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	10,233,274	9,989,288
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,633,274	8,389,288
利益剰余金合計	10,343,367	10,099,380
株主資本合計	12,619,635	12,375,649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,496	742
評価・換算差額等合計	16,496	742
純資産合計	12,636,132	12,376,391
負債純資産合計	16,398,522	15,553,073

（２）損益計算書

（単位：千円）

	第 44 期 （自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日）	第 45 期 （自2025年 1月 1日 至2025年 12月 31日）
営業収益		
委託者報酬	10,275,770	10,385,910
運用受託報酬	3,861,458	2,907,447
投資助言報酬	28,476	26,309
その他営業収益	1,901,290	1,964,414
営業収益合計	16,066,995	15,284,081
営業費用		
支払手数料	5,390,360	5,405,062
広告宣伝費	50,650	52,430
調査費	907,754	1,105,619
委託調査費	2,084,794	1,366,153
委託計算費	16,946	16,351
通信費	11,585	10,519
印刷費	53,204	42,150
協会費	19,389	20,864
営業費用合計	8,534,686	8,019,152
一般管理費		
役員報酬	82,497	82,647
給料・手当	2,222,844	2,407,042
賞与	1,281	1,576
役員賞与	23,283	10,738
交際費	10,999	11,871
旅費交通費	62,098	96,215
租税公課	97,107	89,593
不動産賃借料	162,590	163,425
賞与引当金繰入	500,817	628,224
役員賞与引当金繰入	64,957	70,352
退職給付費用	111,360	113,114
固定資産減価償却費	75,904	65,370
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	311,861	340,349
諸経費	357,236	491,681
一般管理費合計	4,138,987	4,626,350
営業利益	3,393,321	2,638,577
営業外収益		
有価証券売却益	-	41,202
賞与引当金戻入額	-	1,333
退職給付引当金戻入額	16,854	-
受取利息	9	94
為替差益	42,124	29,966
雑収入	836	4,987
営業外収益合計	59,824	77,584
営業外費用		
有価証券売却損	73,011	-
雑損失	1,722	0
営業外費用合計	74,734	0
経常利益	3,378,411	2,716,161
税引前当期純利益	3,378,411	2,716,161
法人税、住民税及び事業税	1,011,514	760,651
法人税等調整額	2,123	△503
法人税等合計	1,013,638	760,148
当期純利益	2,364,773	1,956,013

（３）株主資本等変動計算書

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			△1,500,000	△1,500,000	△1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△50	△50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			△1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635
当期変動額					
剰余金の配当			△2,200,000	△2,200,000	△2,200,000
当期純利益			1,956,013	1,956,013	1,956,013
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△243,986	△243,986	△243,986
当期末残高	110,092	1,600,000	8,389,288	10,099,380	12,375,649

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	16,496	16,496	12,636,132
当期変動額			
剰余金の配当			△2,200,000
当期純利益			1,956,013
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,754	△15,754	△15,754
当期変動額合計	△15,754	△15,754	△259,740
当期末残高	742	742	12,376,391

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

⑵無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年) に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

⑴退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑵賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

⑶役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債

に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	624,335　千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	80,754　千円
車両運搬具	46　千円
器具備品	135,223　千円

第45期（2025年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	433,470　千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	111,851　千円
車両運搬具	125　千円
器具備品	132,724　千円

（損益計算書関係）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日定時株主総会	普通株式	1,200,000	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年9月26日取締役会	普通株式	1,000,000	416円66銭	2025年6月30日	2025年9月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月23日定時株主総会	普通株式	1,900,000	利益剰余金	791円67銭	2025年12月31日	2026年3月23日

（リース取引関係）

＜借主側＞

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第44期(2024年12月31日)	第45期(2025年12月31日)
1年内	198,333　千円	214,301　千円
1年超	115,694　千円	621,127　千円
合計	314,028　千円	835,429　千円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。

⑵金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規程」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

⑶金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	△11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	△11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用
その他未払金
未払法人税等

第45期（2025年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	248,535	162,470	△86,064
資産計	248,535	162,470	△86,064

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未払手数料
未払費用
その他未払金
未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第44期（2024年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

第45期（2025年12月31日）

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第44期（2024年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

第45期（2025年12月31日）

(単位:千円)

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	162,470	-	162,470
資産計	-	162,470	-	162,470

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1．満期保有目的の債券

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

3．その他有価証券

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第45期(2025年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	5,396	6,480	1,083
	小計	5,396	6,480	1,083
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,396	6,480	1,083

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

該当事項はありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
金銭の信託	1,099,500	15,241	205
投資信託	126,166	26,166	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、役員と従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第44期 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	82,040	28,890
退職給付費用	73,760	74,074
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	△126,910	△118,157
退職給付引当金の期末残高	28,890	△15,191

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	912,117	989,221
年金資産	884,966	1,006,153
	27,150	△16,931
非積立型制度の退職給付債務	1,740	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191
退職給付に係る負債	28,890	1,740
退職給付に係る資産	-	△16,931
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　73,760千円　　当事業年度　74,074千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額　　前事業年度37,600千円、当事業年度39,040千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	11,635　千円	4,286　千円
未払費用否認額	65,489　千円	78,620　千円
繰延資産償却額	4,457　千円	4,632　千円
未払事業税	37,854　千円	23,009　千円
賞与引当金等	206,011　千円	215,009　千円
退職給付引当金	203　千円	548　千円
減価償却資産	78　千円	30　千円
資産除去債務	45,511　千円	47,206　千円
未払事業所税	2,659　千円	2.622　千円
繰延税金資産小計	373,901　千円	375,967　千円
評価性引当額	△62,793　千円	△63,277　千円
繰延税金資産合計	311,108　千円	312,690　千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△ 38,491　千円	△ 37,145　千円
その他有価証券評価差額金	△ 7,280　千円	△ 341　千円
その他	△ 2,912　千円	△ 5,336　千円
繰延税金負債合計	△ 48,684　千円	△ 42,824　千円
繰延税金資産の純額	262,423　千円	269,865　千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		2.02%
評価性引当金額		0.02%
過年度法人税等		△0.96%
住民税均等割等		0.08%
租税特別措置法上の税額控除		△2.01%
その他		△1.79%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		27.99%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第44期 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
期首残高	147,505 千円	148,631 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,126 千円	1,135 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	148,631 千円	149,767 千円

（収益認識関係）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報
注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,385,910	-	10,385,910
運用受託報酬	2,602,830	304,616	2,907,447
投資助言報酬	26,309	-	26,309
その他営業収益	1,964,414	-	1,964,414
合計	14,979,464	304,616	15,284,081

2. 収益を理解するための基礎となる情報
注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）
第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）及び第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）
第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
11,539,687	2,105,474	1,522,890	116,028	15,284,081

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用受託報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785(千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	265,955	未収運用受託報酬	358,981
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	902,203	未収収益	433,470

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785(千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,269,208	未収運用受託報酬	403,663
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	839,487	未収収益	243,922

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第44期（自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期（自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
1株当たり純資産額	5,265.05 円	5,156.82 円
1株当たり当期純利益金額	985.32 円	815.00 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第44期 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

該当事項はありません。

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		9,329,766
前払費用		119,843
未収入金		111,192
未収委託者報酬		2,339,442
未収運用受託報酬		1,253,301
未収投資助言報酬		17,315
未収収益		1,183,932
差入保証金		23,092
立替金		59,544
その他		1,394
流動資産合計		14,438,828
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		580,911
車両運搬具(純額)		152
器具備品(純額)		88,643
有形固定資産合計		669,706
無形固定資産	*1	
ソフトウエア		15,839
のれん		297,804
無形固定資産合計		313,644
投資その他の資産		
金銭の信託		385
投資有価証券		26,558
長期差入保証金		237,497
前払年金費用		54,354
繰延税金資産		292,806
投資その他の資産合計		611,603
固定資産合計		1,594,954
資産合計		16,033,782

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2026年6月30日）
負債の部	
流動負債	
預り金	171,211
未払償還金	686
未払手数料	989,663
その他未払金	370,235
未払費用	639,124
未払法人税等	784,633
未払消費税等	342,142
賞与引当金	346,692
役員賞与引当金	67,895
資産除去債務	6,473
流動負債合計	3,718,759
固定負債	
退職給付引当金	1,740
賞与引当金	28,904
役員賞与引当金	67,347
資産除去債務	143,869
固定負債合計	241,861
負債合計	3,960,620
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,092
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	8,085,117
利益剰余金合計	9,795,209
株主資本合計	12,071,478
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,684
評価・換算差額等合計	1,684
純資産合計	12,073,162
負債純資産合計	16,033,782

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日）
営業収益		
委託者報酬		5,883,726
運用受託報酬		4,407,448
投資助言報酬		17,204
その他営業収益		1,297,422
営業収益合計		11,605,803
営業費用		6,919,160
一般管理費	*1	2,401,365
営業利益		2,285,278
営業外収益	*2	19,453
営業外費用	*3	5,507
経常利益		2,299,223
税引前中間純利益		2,299,223
法人税、住民税及び事業税		726,769
法人税等調整額		△23,374
法人税等合計		703,394
中間純利益		1,595,828

（３）中間株主資本等変動計算書

（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	8,389,288	10,099,380	12,375,649
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 1,900,000	△ 1,900,000	△ 1,900,000
中間純利益			1,595,828	1,595,828	1,595,828
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			△ 304,171	△ 304,171	△ 304,171
当中間期末残高	110,092	1,600,000	8,085,117	9,795,209	12,071,478

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	742	742	12,376,391
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 1,900,000
中間純利益			1,595,828
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	941	941	941
当中間期変動額合計	941	941	△303,229
当中間期末残高	1,684	1,684	12,073,162

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～22年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年) に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(2026年 6月30日)

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	280,488千円
無形固定資産	318,886千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)

*1 減価償却実施額

有形固定資産	37,870千円
無形固定資産	32,288千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

雑収入	5,545千円
有価証券売却益	7,885千円
受取利息	6,022千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	3,714千円
雑損失	1,782千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月23日定時株主総会	普通株式	1,900,000	791円67銭	2025年12月31日	2026年3月23日

（リース取引関係）

当中間会計期間末（2026年 6月30日）

＜借主側＞

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	233,462	千円
1年超	502,799	千円
合計	736,262	千円

（金融商品関係）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237,497	136,874	△100,623
資産計	237,497	136,874	△100,623

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用
その他未払金
未払法人税

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	136,874	-	136,874
資産計	-	136,874	-	136,874

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2026年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	24,485	26,944	2,459
	小計	24,485	26,944	2,459
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		24,485	26,944	2,459

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2026年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3.当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	149,767千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	575千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	150,342千円

（収益認識関係）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	5,883,726	-	5,883,726
運用受託報酬	1,512,526	2,894,922	4,407,448
投資助言報酬	17,204	-	17,204
その他営業収益	1,297,422	-	1,297,422
合計	8,710,881	2,894,922	11,605,803

2．収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

1.　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
8,917,399	1,498,270	1,119,269	70,863	11,605,803

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客との守秘義務契約により開示ができないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自　2026年 1月 1日　　至　2026年 6月30日）

1株当たり純資産額	5,030円48銭
1株当たり中間純利益	664円92銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	1,595,828千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	1,595,828千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称	②資本金の額 (2026年3月末日現在)	③事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2026年3月末日現在)	③事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行	70,000百万円 38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東海東京証券株式会社 むさし証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 ワイエム証券株式会社 浜銀TT証券株式会社※ 西日本シティＴＴ証券株式会社 池田泉州ＴＴ証券株式会社 ほくほくＴＴ証券株式会社 十六ＴＴ証券株式会社※ 楽天証券株式会社	6,000百万円 5,000百万円 54,323百万円 1,270百万円 3,307百万円 3,000百万円 1,250百万円 1,250百万円 3,000百万円 19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000百万円	主として、コール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業とするとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託の取扱いを行っております。

※　一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみを行います。

2【関係業務の概要】

⑴受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：株式会社日本カストディ銀行
・資本金の額　　：51,000百万円（2026年3月末日現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

⑵販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

⑴ 受託会社

該当事項はありません。

⑵ 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

⑴目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

⑵目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

⑶交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。

⑷届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。

⑸請求目論見書の巻末にファンドの信託約款の全文を記載します。

⑹交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。

⑺目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン　050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス　：　https://www.amundi.co.jp

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月28日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田島　誠士

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2026年１月１日から2026年12月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2026年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用

は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

公開日　　2026 年 10 月 13 日

作成基準日　　2026 年 8 月 28 日

担当部署名　ディスクロージャー部

電話番号　050-4561-2400